羽咋市の史跡の保存と活用 - 史跡寺家遺跡の整備にむけて-

Preserving and Using Hakui City's Historical Sites: Developing Jike Site

> 中野知幸 NAKANO Tomoyuki

羽咋市の史跡の保存と活用 - 史跡寺家遺跡の整備にむけて -

中野知幸

羽咋市教育委員会/羽咋市歷史民俗資料館 t-nakano@city.hakui.lg.jp

Abstract

Hakui City (in Ishikawa Prefecture) has formulated plans for developing and making use of the Jike Site (寺家遺跡), a National Historic Site of Japan. Jike Site comprises the remains of a place of worship, which has provided invaluable insight into Keta Jinja (気多神社), a shrine that dates back to the 8th and 9th century. Archeological surveys of the site provide insights into the history of Keta Jinja, the highest ranking shrine in the Noto Peninsula, such as how it was originally founded, how it developed over time, and what beliefs were associated with the shrine. Given that the site offers such historical value, we must ask the question: how can we communicate this value to local people, and how can we pass it on to future generations?

Hakui City has numerous other historic sites. In my view, each site is a "living" treasure in that it has its own particular historical background and reason for existing. It is up to local residents to preserve and communicate such sites. When people start forgetting about the site, it starts to die. That is why it is so important to create a system that encourages as many residents as possible to involve themselves with the site. These activities must be enjoyable for the residents. I want to advocate a system that allows many people to involve themselves with the preservation of and to make use of Jikei Site and, in so doing, to help preserve the site and the local community.

1. 能登のなかの羽咋

羽咋市では、平成29年度から、市内寺家町の 国指定史跡「寺家遺跡」の史跡整備について、 整備基本計画策定事業に着手している。

この遺跡は、昭和53年(1978)の能登有料道路建設工事によって発見され、8・9世紀を中心とする古代神社関連施設群、祭祀場などの遺構群とともに豊富な律令期の祭祀遺物が出土した古代祭祀遺跡として知られ、その考古学的成果の内容から、近くに鎮座する能登国一宮の気多神社との関連が指摘されている。『万葉集』には、天平20年(748)に、越中国司の大伴家持が能登を巡行し「気多神宮」を参拝したこと

が確認でき、気多神社は8世紀中頃には既にその存在が認められる。これと同時期に存在し、組織的な祭祀専業的集団の存在と古代祭祀を行っていたことがわかる寺家遺跡は、古代気多神社とその祭祀を支えた人々の様子を考古学的に知らせる遺跡として注目されている。

能登国の一宮は、羽咋にある。七尾でもなく、輪島でもなく、珠洲でもない。なぜ、能登 国一宮は羽咋にあるのか。これは、能登における羽咋の位置づけを考えることと同義であり、 羽咋の歴史の核心のひとつといえる。この解明 にあたって、寺家遺跡は欠かせない重要遺跡な のである。

羽咋は、能登半島の付け根の日本海側に位置 しており、金沢方面からみれば能登の入り口に あたるため「口能登」と呼ばれている。この先 には、輪島や珠洲などの「奥能登」があり、能 登最大の都市である七尾周辺は「中能登」地域 と呼ばれている。七尾には、古代に能登国府、 能登国分寺が置かれるなど古代能登の政治的中 心であり、現代においても能登の中核的役割を 果たしている。七尾は、古代から「香嶋津」と も呼ばれるように、七尾湾という良港を擁する ヒトとモノが行き交う古代能登の要所である。 一方で、羽咋もまた、加賀・能登・越中をつな ぐ文化の交差点であり、邑知潟という能登最大 の潟湖を擁し、古代から文化の玄関口であった 能登の要所である (図1)。また、地政学的に も能登半島は、平城京もしくは平安京の都城方 面と東北地域を結ぶ結節点として重要視されて いた。さらに、羽咋と七尾を結ぶ眉丈山系と石 動・宝達山系に挟まれた帯状の低地「邑知地溝 帯」は、奥能登を迂回せずに邑知潟から香嶋津 を直結する陸路の動脈である。

こうした観点から羽咋の地形をみると、日本海に突き出している眉丈山丘陵の先端部「滝崎」は象徴的である。この滝崎は、北上する日本海沿岸流に乗って航行する人々にとって最初に目にする能登の地形であり、羽咋の位置を知らせる絶好の航海標識であったと考えられる。このほか、羽咋砂丘と呼ばれる南北に縦走する海岸砂丘も羽咋の特徴的な地形である。この海岸砂丘の発達により、内水面が閉塞されて邑知潟が成立したと考えられており、邑知潟の周囲

には広大な沖積低地が形成され、豊かな生産基 盤となっていった。

2. 羽咋の主要遺跡と立地

羽咋には、上記の地理的・歴史的環境をふまえた上で理解すべき重要遺跡が多く確認されている。邑知潟に面する弥生時代の大規模拠点集落として知られる国指定史跡吉崎・次場遺跡は、邑知潟の内海と日本海の外海を結節する立地にある。この遺跡は、邑知潟低地の生産基盤を背景に、弥生時代の前期から終末期まで長期にわたり集落が営まれ、能登に弥生文化(稲作文化と青銅器祭祀)が伝わったことを示す北陸屈指の弥生時代の重要遺跡である。

遺跡からは、鋤や鍬などの木製農具、籾圧痕 土器等が出土しており、水田耕作を行っていた ほか、内行花文鏡・四螭鏡の出土から青銅器祭 祀を行っていたことがわかる。このほか、青銅 器鋳型片や板状鉄斧片も出土しており、弥生時 代後期には鋳造技術や鉄器を用いた農工具の技 術革新も受け入れていた。こうした内容を有す る弥生時代の遺跡は能登では他に例が無く、羽 咋地域が日本海交流の影響を受けて、いち早く 先進の文化や技術を受け入れる環境にあったこ とを物語っており、弥生時代には既に邑知潟が 天然の潟港として機能していたことを伝えてい る(図2)。

次に、日本海に突き出す眉丈山丘陵の先端部 「滝崎」に位置する滝大塚古墳は、5世紀前半 ~中頃の全長90m級の大型帆立貝式古墳で、能 登最大規模の古墳として知られる。滝崎の地形

羽咋市の位置

- 能登入り口「口能登」 くちのと
- 加賀•能登•越中 の交差点
- 歴史的に文化の 入り口、交差路

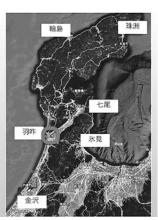


図1 羽咋市の位置



図2 羽咋の地理環境と重要遺跡の位置

そのものが航海標識であることは先述したが、この滝大塚古墳もまた海に面した立地にあって、葺石を一面に葺き、円筒埴輪を立ち並べ、海上からの視認性を意識した、壮大な人工構造物と言える内容である。この羽咋地域の日本海沿岸部交通を掌握した在地首長級氏族の王墓として想定されるものであり、日本海に面する羽咋の地域性を象徴的に伝える古墳と考えられる。

そして、先述した寺家遺跡は、海岸砂丘に立 地する「砂の遺跡」である。眉丈山と邑知潟と 砂丘という地理的要素が交錯する立地にあっ て、対面する古代寺院のシャコデ廃寺跡と併存 して、古代神社と寺院による古代初期神仏習合 の宗教的空間を形成していた。寺家遺跡は、膨 大な土量の風成砂による砂丘移動により埋没し 廃絶しており、日本海と海岸砂丘という要素を 抜きにしては語ることができない。この理解の 上で、古代の気多神社の成立や古代の人々の神 社信仰・神観念の発生や浸透を考察することが できる重要遺跡といえる。

いま述べたように、羽咋の重要遺跡をみると、地理的環境と深く関わらせて理解すべきものが多くみられ、羽咋の歴史と文化の地域性を雄弁に物語っている。逆に言えば、これらの遺跡を理解するときには、市域の地理的環境の把握が欠かせないのである。こうした諸環境の把握をもとにした「遺跡がそこにある理由」こそが、史跡整備のなかで伝えるべきメッセージのひとつであり、その総合的把握と地域史に位置付ける作業が求められる。これらの遺跡が成立した理由、すなわち地域における文脈(コンテキスト)の延長に、古代の気多神社が羽咋に鎮座した理由があると考えている。

3. 保存と活用のための整備

では、この寺家遺跡の価値の主要な部分と言える古代気多神社との関係性や地域における文脈といったものを、どのように史跡整備において表現すべきであろうか。その前提となるのは調査研究であり、「地域の総合的把握」の作業に他ならないと思う。地理的環境の把握を基盤に、考古学・民俗学・文献史学・地理学といっ



図3 保存・活用のための「調査研究」

た、多面的で総合的な地域の調査研究成果をレイヤーとして重ね、その文脈を読み解いて整理し、史跡整備のなかで解説することが重要である。遺跡の価値を調べて把握していないことには、保存することも活用することもできないのである(図3)。それが十分でないと、史跡の整備のなかで遺跡がもっている地域における価値や文脈を表現できないということでもある。

史跡整備の過程では、遺跡の価値を調査研究 により読み解いて把握し、その価値の構成要素 を現地保存し、遺跡が日本史あるいは地域史に おいて、どのような位置付けにあるのかを伝 え、地域の財産として守ることが求められてい る。それが史跡整備であり文化財保護と考え る。遺跡の保護は、文化財保護法にみるように 「保存」と「活用」から成り立つ概念として知 られている。「保護」という用語には、現状の まま一切手を付けずに保存するという、一見ア ンタッチャブルなイメージを持たれがちだが、 保存と活用の両立によって達成されるものとし て理解されている。しかし一方で、この両者は 相反する考え方でもある。例えば、発掘調査で 確認された重要遺構の現地保存を優先するな らば、史跡整備において、活用のためとはいえ 遺構を露出展示する方法を取ることは、その劣 化や損傷といった保存へのリスクを負うことに なる。史跡指定された遺跡は現地保存が前提と なるため、その調整が求められる。この保存と 活用を両立させるための調整 (チューニング) の手続きが史跡整備の側面のひとつでもある。 (図4)



図4 保存と活用を両立させるための「整備|

史跡整備では、その現地保存が担保されていないことには活用ができない。遺跡が地中に残っていないのに、活用事業を行っても真実性に乏しくなってしまうからである。地下の遺跡の保存を前提に、さまざまな活用事業を行う諸手続きが整備であり、保存と活用の両者を一体的に両立させるための技術・方法や概念が整備と考えることができる。

事例を示すと、羽咋市のもう一つの国指定史 跡である吉崎・次場遺跡では、遺跡の価値を知 らせるフィールドミュージアムとして史跡整備 が完了しており、遺跡を守り伝えるための活用 事業に取り組んでいる。発掘調査は17次におよ び、遺跡の価値の把握は、周辺の関連遺跡も含 め成果が蓄積している。そのうえで、史跡指定 地の遺構は盛土により保護層を設けて現地保存 し、同位置に復元住居を設置し、解説板やガイ ダンス施設などにより能登の拠点集落の弥生ム ラがここにあったという事実とその存在した理 由・文脈を学習できるように環境整備してい る。そして、ここを舞台に、勾玉づくりや火お こし体験、土器の野焼き、古代米炊飯と試食会 など、さまざまな活用事業を実施し、遺跡の価 値を知ってもらうことに努めている。これによ り、遺跡のことを知り、守り、伝えるという循 環が生まれるよう取り組んでいる (図5)。

4. 遺跡の生命-地域に生きる遺跡-

寺家遺跡は、1978年に能登有料道路(現在ののと里山海道)の建設関連工事中に発見されて



図5 史跡吉崎・次場遺跡での整備活用

から40年が経過する。大規模な道路敷き部分の 発掘調査により、遺跡の解明が進んだが、その 主要な発見のあった道路敷き部分の遺構群は、 道路建設によって埋め戻され、記録保存の措置 が取られた範囲として史跡指定地からは除外さ れている。これは、人と遺跡の関係が断たれた 状態ともいえる。

遺跡の保存には、「現地保存」と「記録保存」 がある。国指定史跡は、その遺構と遺物を含む 土層全体を現地保存することが前提であり、こ れを恒久的に保存することが求められる。一方 で、開発工事などでやむを得ず破壊せざるを得 ない遺跡は、現地保存の方法をとることができ ないので「記録保存」の措置を取ることにな る。この遺跡の記録保存は、その遺跡がそこに 存在した理由や文脈を発掘調査の方法で土地か ら切り離し、それを記録として収録し、報告書 のかたちで保存する行為である。遺跡はその性 質上、不動産であるので、本来的には、その土 地に存在する理由・文脈とともに土地に埋も れている。記録保存のための発掘調査におい て、重要な遺構が発見され、それを保存する必 要がある場合は、遺構の剥ぎ取りや遺構の移築 などの方法によって動産化の措置をとる場合が ある。その移築した資料は、博物館などで大型 資料として保存・展示されることになるが、大 型資料といえども、遺跡から切り離された時点 で、そのサイズに規定される情報量しか保存す ることができないのである。これは土器等の出 土品においても同じであり、記録保存のための 発掘調査においては、その位置、層位、形状などの出土状況等の本来有する情報を可能な限り詳細な記録として残したうえで、遺跡から切り離す必要がある。したがって、記録保存の場合は、発掘調査後に現代人との関係を繋ぐものとして「報告書」というかたちで新しい生命を吹き込む保存の方法とも言えよう。報告書は、消滅あるいは人間との関わりが断たれた遺跡のことを記録した唯一の媒体としてそれ自体の保存が必要であり、その後の活用に供することで、文化財保護を達成しようとする方法と言える。

一方で、国指定史跡は、そこに遺跡がある理由や文脈と共にある不動産としての全体であることが重要であるから、そこに「在り続ける」ことが求められる。現地保存が宿命づけられた史跡は、地域に生きていかなくてはならず、そうでなければ、文化財保護の目的は達成できないと考える。遺跡や文化財は、地域に「活かす」といった活用の方向性が語られがちだが、遺跡を生命として考えた場合に、地域に「生かす」ものでなくてはならないと考えている。だからこそ、遺跡が地域において死なずに生き続けていくためには、人が、地域が、関わり続け、育てるようにして見守っていく必要があると考える。(図6)

遺跡の保存を万全にすると同時に活用のための環境を整え、価値の普及事業を実施することで、遺跡が人々の意識にずっと残り続ける存在になることができる。逆に言えば、人々の意識から遺跡のことが忘れられはじめた時が「遺跡の死」の始まりと考える。寺家遺跡は、発見以



図6 遺跡を「活かす」と「生かす」

来40年が経過している。この間、発掘調査には 多くの人が関わり、「すごい遺跡が羽咋で見つ かった」と注目され知られてきたが、これまで は、史跡指定による保存のための調査研究に主 軸が置かれてきたため、意識の風化が始まって いると感じている。これからは、その価値を伝 える活用事業を主軸にし、遺跡を舞台に交流普 及し価値を知る活動をしていかないと、意識の 風化は進行していってしまう。今回の史跡整備 は、寺家遺跡の価値を現代的に再度検証したう えで、ふたたび伝えなおし、遺跡がそこに在る 理由・文脈を地域と共有し、人が関り続けてい く仕組みを作っていくための基盤づくりと位置 付けている。この作業の延長線上に、地域に生 き続ける遺跡を実現したいと思うし、遺跡が現 地保存されていることの意味を地域の原動力= 「生命」とし、文化財を活かしたまちづくり・ ひとづくりに寄与していきたいと考えている。

5. 遺跡を長生きさせるのは誰か

寺家遺跡を「地域に生きる遺跡」として次世代に継承し、守り・伝えていくこと、すなわち「長生き」させていくためには、誰がどのように関わっていくのがよいだろうか。史跡整備事業では、その方法も検討し、実現していく必要がある。

史跡指定された遺跡は、そこに存り続けるこ とが前提となる不動産という点をあらためて認 識しなくてはならない。遺跡は、その土地と切 り離すことはできないため、史跡の環境整備に より、地域の人々が遺跡につどい関わろうとす る関係性が必要となる。遺跡は、それを記憶 し、伝えようとする人々がいないと、次世代へ 継承することが困難という特徴がある。同じ指 定文化財でも、美術工芸品、古文書類、考古資 料などをはじめとする有形文化財の動産資料 は、博物館等において保存・展示が可能である ため、それを記憶し伝える主体としては、地域 の関りの介在が希薄であっても博物館や所有者 において存続可能であると考える。一方で、遺 跡や記念物は、土地に密着して存在しているた め、その保存・活用については、地域の人々の 積極的な関わりが必要なのである。この意味に

おいて記念物は単なる"モノ"ではないと言えるのであり、史跡とともに生き続ける地域の "人"との関わり方も考える必要がでてくる。

この遺跡の保存と活用に関わる人々のなかに は、もちろん行政がある。行政は、文化財保護 法上の史跡として当然関わり続け、必要に応じ て適切な措置を行うことが責務だが、自治体に よっては、埋蔵文化財担当職員が配置されてい ないケースもみられる。行政においては、これ を適切に執行するための専門性を有する担当職 員は必須であると考える。しかし、熱心な担当 者がいれば史跡の保存と活用は進み、そうでな ければ後退するといったことがあってはならな いとも考える。そうならないために行政の遺跡 への関わり方の特徴として「計画」の策定が必 要になってくる。しかし、超長期の視点で見れ ば、史跡が土地に密着した存在であるがゆえ に、行政だけの力では、おのずと限界があるの は自明であり、地域と連携・協働する仕組みの 構築とその計画づくりが必要となってくる。多 くの遺跡で「保存会」や「守る会」などが組織 され、価値の普及事業による活用が主体的に行 われているが、行政と地域の連携と役割分担に よる持続可能性の検討は欠かせない事項であ る。史跡を含む記念物の場合は、行政、地域の どちらか一方だけでは、文化財保護は達成でき ないのである。両者の一体的な協働が必要であ り、究極的には「遺跡を守り伝えるのは人に他 ならない」と言えるだろう。

6. おわりに

人は、長くて100年あまりしか生きることはできない。寺家遺跡は、100年後も200年後もそこにずっと生き続けなくてはならない。遺跡は地下に存在するため、人にとっては、普段の生活からは縁遠い存在でもある。もしも、遺跡の存在が人々の意識から忘れられてしまったとき、無意識・無自覚のまま現状変更が行われ遺跡を損壊してしまうことがあるかもしれない。そうならないためにも、それを整備によって遺跡の存在を顕在化し、地域で活用して伝えていく必要がある。行政と地域が連携して役割を確認し、遺跡の価値を能登・羽咋の地域の歴史と

して把握し、それを地域の財産として共有していく方向性をイメージしている。

この実現のための第一歩が史跡寺家遺跡の整備基本計画の策定である。遺跡の価値を保存・活用し広く知ってもらうためのハード的・ソフト的な環境整備を行い、人が、地域が、遺跡に関わり続ける仕組みを、今後の整備事業のなかで考え、実現していきたいと思う。